

武市監告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和5年5月23日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第12条、第13条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1. 監査の種類 財務監査

2. 監査の対象

- | | | |
|------------|------|-----------------------|
| (1) 山内公民館 | 対象期間 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで |
| (2) 武雄公民館 | 対象期間 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで |
| (3) 北方公民館 | 対象期間 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで |
| (4) 東川登公民館 | 対象期間 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで |

3. 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

4. 監査等の実施場所及び日程

課 名	実施場所	日 程
(1) 山内公民館	各公民館	令和5年5月15日(月)
(2) 武雄公民館		
(3) 北方公民館		令和5年5月17日(水)
(4) 東川登公民館		

5. 監査等の結果

(1) 監査の対象とした所管の財務事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われていると認められた。

(2) 勧告、指摘事項（文書勧告、文書指摘等）

特になし

(3) 指導事項（口頭による指導・改善・要望事項等）

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。